

< 貸出条件緩和債権及び自己査定基準の変更について >

中小公庫は、中小企業専門の政策金融機関として、個別中小企業の資金繰りの実情に応じた弾力的な対応を行うよう主務省からの指示を受けており、既往貸付先の一時的な資金繰り悪化に対しては、短期貸付を業務上認められていないことから、貸付金の償還条件の変更を行っている。償還条件の変更にあたっては、条件変更後において償還能力が認められると判断される場合において対応しており、これら償還条件変更債権は、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく要管理債権とは性格をやや異にするものである。

そのため、これまで中小公庫では、これらの債権についてディスクロージャー誌において「償還条件変更債権について」としてその存在及び金額（平成15年度5,444億円）に言及する一方、リスク管理債権及び金融再生法開示債権には含めていなかった。

しかし、今決算期から信頼性・透明性を強化し政策金融機関として一層の説明責任を果たすとの観点から、民間金融機関との比較を容易にするため、償還条件変更債権を原則開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類することとした。

また、上記の開示対象の見直しと同時に、自己査定基準についても債務者の実態をよりの確に反映するべく、正常先、要注意先、及び破綻懸念先の債務者区分の判断基準を見直している。この結果、従来の基準では貸出条件緩和債権及び上記償還条件変更債権として分類していた債権の一部について、破綻懸念先債権として区分し延滞債権に分類している。

なお、今回の変更にかかわらず、これらの中小企業支援に対する政策要請を背景とした個別中小企業の資金繰りの実情に応じた弾力的な対応等を含め、当公庫としては引き続き政策金融機関としての政策性を発揮していく。

（補足）

ディスクロージャー誌にて開示していた条件変更債権を加算し、遡って同一基準で比較すれば〔下表の合計（E+F）参照〕、リスク管理債権は減少傾向にあり、健全性は悪化していない。

リスク管理債権の推移（融資勘定）

（単位：億円）

	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
A 破綻先債権	2.5%	1,893	2.2%	1,671	1.9%	1,398
B 延滞債権	4.2%	3,207	4.7%	3,591	6.5%	4,898
C 貸出条件緩和債権	1.6%	1,233	1.3%	1,018	5.6%	4,213
D 3ヶ月以上延滞債権		7		0		4
正常債権	91.6%	69,254	91.7%	69,660	86.0%	64,488
合 計	100.0%	75,595	100.0%	75,940	100.0%	75,000
E リスク管理債権合計 (A + B + C + D)	8.4%	6,341	8.3%	6,280	14.0%	10,512
F 貸出条件緩和債権に含めていない条件変更債権		6,091		5,444		0
合 計 (E + F)	16.4%	12,432	15.4%	11,724	14.0%	10,512

（注2）

（注1）計数は四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないことがあります。

（注2）平成16年度において貸出条件緩和債権として開示している4,213億円のうち、上記の償還条件変更債権に該当するものが、3,987億円含まれております。